

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 山形県

策定：令和 2年 6月12日

変更：令和 2年 8月11日

I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組みを加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、

○農林水産業振興計画

○第3次農林水産業元気再生戦略

○農業振興地域整備基本方針

○農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

○人・農地プラン

○水田フル活用ビジョン

○果樹農業振興計画

○花き振興計画

○第2次やまがた6次産業化戦略推進ビジョン ～「食産業王国やまがた」の実現に向けて～

○第2次山形県森林整備長期計画（改訂版）

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組みを総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦等)	<p>「第3次農林水産業元気再生戦略」や「水田フル活用ビジョン」等に基づき、消費者や実需者のニーズに対応した高品質米生産やスケールメリットを活かした低コスト生産、水田の機能を維持しながら水田として最大限活用するための取組みを推進する。</p> <p>また、飼料用米等の非主食用米、大豆、そば、麦においても農地の集積・集約化、機械化一貫体制の確立、新品種導入を推進し、生産コスト低減や生産性向上等により競争力の高い産地の育成を図る。</p> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への農地集積を促進 ・中心的経営体への機械作業の集約化を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較</p> <p>集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入・生産拡大を推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 <p>○農産物輸出の取組</p> <p>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。</p>

果樹
(対象品目は別紙1
のとおり)

「第3次農林水産業元気再生戦略」や「果樹農業振興計画」等に基づき、産地力向上のための生産基盤の強化や消費者ニーズに応える生産・販売によるブランド力の強化、集出荷施設の整備等によるコスト低減の取組みを推進し、競争力の高い産地の育成を図る。

○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進
- ・共同又は作業受託により効率的な防除を行う取組みを推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設）

集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能

○販売額又は所得額の10%以上の増加

- ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進
- ・出荷調整機械の導入により収益性向上に向けた取組みを推進
- ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進

○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合

- ・実需者とのマッチング支援を強化
- ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進

○農産物輸出の取組

ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上

- ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進

○労働生産性の10%以上の向上

- ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

なお、果樹については、植栽から結果樹齢に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

<p>野菜 (その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1のとおり)</p>	<p>「第3次農林水産業元気再生戦略」や「水田フル活用ビジョン」等に基づき、水田転換畑への野菜の作付拡大や収益性の高い果菜類の栽培導入を推進し、生産性や品質の向上を図りながら、競争力の高い産地の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進・集出荷施設の再編合理化を推進【コスト削減効果の比較の考え方】<ul style="list-style-type: none">生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設）集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみ計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能○販売額又は所得額の10%以上の増加<ul style="list-style-type: none">・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進・生産性向上や品質向上のための資材導入により収益性向上に向けた取組みを推進・水田農業の複合化を強化するため、新たな野菜の導入や産地拡大に向けた取組みを推進・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合<ul style="list-style-type: none">・実需者とのマッチング支援を強化・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進○農産物輸出の取組<ul style="list-style-type: none">ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上<ul style="list-style-type: none">・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進○労働生産性の10%以上の向上<ul style="list-style-type: none">・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。</p> <p>なお、野菜において定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。</p>
--	--

<p>花き (対象品目は別紙1 のとおり)</p>	<p>「第3次農林水産業元気再生戦略」や「花き振興計画」及び「水田フル活用ビジョン」等に基づき、施設花きの生産性の向上や水田転換畑への花きの作付拡大の推進を図り、消費者ニーズへの対応と省力・低コスト生産に重点を置いた競争力のある産地の育成を図る。</p> <p>「第3次農林水産業元気再生戦略」や「花き振興計画」及び「水田フル活用ビジョン」等に基づき、施設花きの生産性の向上や水田転換畑への花きの作付拡大の推進を図り、消費者ニーズへの対応と省力・低コスト生産に重点を置いた競争力のある産地の育成を図る。</p> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入による省力化・効率化に向けた取組みを推進 ・集出荷施設の再編合理化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設）</p> <p>集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進 ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進 ・水田農業の複合化を強化するため、新たな花き導入や産地拡大に向けた取組みを推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 <p>○農産物輸出の取組</p> <p>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。</p> <p>なお、花きにおいて定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。</p>
-----------------------------------	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
本事業の効果的な実施に向け、県関係部局（農林水産部、総合支庁農業振興課、農業技術普及課等）、市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会等が連携して推進・指導に当たるものとする。
- (2) 地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
県、市町村及び地域農業再生協議会等においては、補助事業に精通した者が主として審査に当たるなどして産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査の精度を高めるように努めるものとする。また、産地パワーアップ計画の作成に際し、地域農業再生協議会等においては、構成員の意見等が適切に反映された計画となるように留意しなければならない。

4 取組要件
 (1) 基金事業
 ① 整備事業

対象作物		取組要件
土地利用型作物（水稲、大豆、そば、麦等）		国が定める要件等のとおり。 （産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）（以下「実施要領」という。）別記3に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。）
園芸作物	果樹（対象品目は別紙1のとおり）	
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙1のとおり）	
	花き（対象品目は別紙1のとおり）	

② 生産支援事業

対象作物		取組要件
土地利用型作物 （水稲、大豆、そば、麦）		実施要領別記3に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。 ○助成対象機械及び資材は原則として次のとおりとするほか、別紙2に定めるとおりとする。 ① 助成対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。 ② 農業機械の導入に当たっては、山形県特定高性能農業機械導入計画を踏まえなければならないものとする。 ③ 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入及びリース導入（いわゆる単純更新）は助成対象としない。 ④ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械（運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）は助成対象としない。 ⑤ 中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の中古農業機械等を対象とし、故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としない。 ⑥ 助成対象機械及び資材の導入に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。 ○果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種 別紙1のとおりとする。
園芸作物	果樹 （対象品目は別紙1のとおり）	
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙1のとおり）	
	花き （対象品目は別紙1のとおり）	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書（農業者の場合）など

(2) 生産支援事業

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植園地の位置図（改植の場合）など

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

当該事業の実施要領等に定めのある資料など

2 請求時

(1) 整備事業

出来高設計書 など

(2) 生産支援事業

機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、発注書、売買契約書又はリース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、機械導入の場合は動産総合保険証書の写しなど

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

当該事業の実施要領等に定めのある資料など

II 整備事業

1 計画申請時

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書（農業者の場合）など

2 請求時

出来高設計書 など

6 取組主体助成金の交付方法

本県においては、取組主体が県又は市町村である場合等を除き、取組主体助成金は市町村を経由して交付するものとする。

なお、市町村経由で助成金を交付する取組主体に係るものに限り、次に掲げる手続きは市町村を経由して行うものとする。

- ・産地パワーアップ計画の申請・承認
- ・産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告（評価報告）
- ・本事業で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画の報告など

これに伴い、実施要領に定める様式のうち上記に係るものについては、必要な読替えを行ったうえで用いるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、国が定める実施要綱、実施要領等の定めによるほか、県及び市町村が別に定めるところによるものとし、特に以下の事項について十分に留意しなければならない。

(1) 契約に当たっての条件

① 基金事業

一般競争入札もしくは複数の業者（原則3社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。

② 整備事業

原則、一般競争入札により実施すること。

(2) 助成金の返納

事業要件を満たさないこと等が判明した場合には、交付された助成金の全部又は一部を返納しなければならないものであること。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならないものであること。

(4) 財産の管理等

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数を経過するまでの期間に処分を行う場合には、所要の手続きが必要であること。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を6月30日までに地域農業再生協議会長等に報告すること。

8 その他

産地パワーアップ計画の認定に当たっては、以下により取組主体単位で算定したポイントの平均値が高い計画から採択を行い、同点の場合には、「①成果目標」、「⑦その他（重点施策の推進）加算」、「⑥第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェクト品目加算」の順にポイントの高い計画から採択する。

項目・配点	ポイント配分（最大68点）		
①成果目標 （ア～オのいずれかで採点） [最大10点]	ア	生産コスト又は集出荷・加工コストの削減	
		削減率	配点
		10%以上13%未満	2
		13%以上15%未満	4
		15%以上18%未満	6
		18%以上20%未満	8
		20%以上	10
		イ	販売額又は所得額の増加
		増加率	配点
		10%以上13%未満	2
		13%以上15%未満	4
		15%以上18%未満	6
		18%以上20%未満	8
		20%以上	10
		ウ	契約栽培の割合の増加
		増加率	配点
		10%以上13%未満	2
		13%以上15%未満	4
	15%以上18%未満	6	
	18%以上20%未満	8	
	20%以上	10	
	※全販売量に占める契約栽培の比率		
	エ	農産物輸出の取組	
	(ア) 直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷量又は出荷額の増加		
	増加率	配点	
	10%以上13%未満	2	
	13%以上15%未満	4	
	15%以上18%未満	6	
	18%以上20%未満	8	
	20%以上	10	

(イ) 新規の取組みの場合又は直近年の輸出実績がない場合の輸出向け出荷額の割合又は年間出荷量

輸出向け出荷額の割合	配点
5%以上7%未満	2
7%以上8%未満	4
8%以上9%未満	6
9%以上10%未満	8
10%以上	10

又は

輸出向け年間出荷量	配点
10t以上13t未満	2
13t以上15t未満	4
15t以上18t未満	6
18t以上20t未満	8
20t以上	10

オ 労働生産性の向上

向上率	配点
10%以上13%未満	2
13%以上15%未満	4
15%以上18%未満	6
18%以上20%未満	8
20%以上	10

②認定農業者等加算
[最大10点]

ア 認定農業者等

内容	配点
事業参加者の全員が認定農業者である	5
事業参加者の全員が人・農地プランの中心となる経営体である	3

イ 法人化

内容	配点
既に法人化している	5
目標年までに法人化予定である	3

<p>③農業のトップランナー加算 [最大15点]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 149 1816 191">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 149 2264 191">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 197 1816 331">事業参加者の全員が新規スーパートップランナー（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 197 2264 331">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 338 1816 422">事業参加者の全員が新規トップランナー（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 338 2264 422">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 428 1816 562">事業参加者の全員がスーパートップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 428 2264 562">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 569 1816 653">事業参加者の全員がトップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 569 2264 653">3</td> </tr> </tbody> </table>			内容	配点		事業参加者の全員が新規スーパートップランナー（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である	15		事業参加者の全員が新規トップランナー（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である	8		事業参加者の全員がスーパートップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である	5		事業参加者の全員がトップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である	3						
内容	配点																						
事業参加者の全員が新規スーパートップランナー（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である	15																						
事業参加者の全員が新規トップランナー（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である	8																						
事業参加者の全員がスーパートップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業法人）である	5																						
事業参加者の全員がトップランナーの維持（経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人）である	3																						
<p>④農地中間管理機構を活用した農地集積・集約加算 [最大5点]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 760 1816 802">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 760 2264 802">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 808 1816 892">農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 808 2264 892">5</td> </tr> </tbody> </table>			内容	配点		農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である	5															
内容	配点																						
農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である	5																						
<p>⑤雇用の創出加算 [最大5点]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 991 1816 1033">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 991 2264 1033">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 1039 1816 1081">外部から常時雇用している経営体である</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 1039 2264 1081">5</td> </tr> </tbody> </table>			内容	配点		外部から常時雇用している経営体である	5															
内容	配点																						
外部から常時雇用している経営体である	5																						
<p>⑥第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェクト品目加算 [最大5点]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 1180 1816 1222">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 1180 2264 1222">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 1228 1816 1270">対象作物がプロジェクト品目に該当する</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 1228 2264 1270">5</td> </tr> </tbody> </table>			内容	配点		対象作物がプロジェクト品目に該当する	5															
内容	配点																						
対象作物がプロジェクト品目に該当する	5																						
<p>⑦その他（重点施策の推進）加算 [最大18点]</p>	<p data-bbox="842 1327 890 1360">ア</p> <p data-bbox="899 1327 1187 1360">先進性・モデル性等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 1367 1816 1409">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 1367 2264 1409">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 1415 1816 1457">先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 1415 2264 1457">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 1463 1816 1547">先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである</td> <td colspan="2" data-bbox="1825 1463 2264 1547">5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="842 1604 890 1638">イ</p> <p data-bbox="899 1604 1448 1638">施策適合性（該当する対象作物を選択）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 1644 1816 1728" rowspan="2">内容</th> <th colspan="2" data-bbox="1825 1644 2712 1686">配点</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1825 1692 2264 1734">土地利用型作物</th> <th data-bbox="2273 1692 2712 1734">園芸作物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 1743 1816 1827">県（第3次農林水産業元気再生戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである</td> <td data-bbox="1825 1743 2264 1827">5</td> <td data-bbox="2273 1743 2712 1827">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 1833 1816 1917">地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること</td> <td data-bbox="1825 1833 2264 1917">5</td> <td data-bbox="2273 1833 2712 1917">—</td> </tr> </tbody> </table>			内容	配点		先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである	8		先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである	5		内容	配点		土地利用型作物	園芸作物	県（第3次農林水産業元気再生戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10	地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—
内容	配点																						
先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである	8																						
先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである	5																						
内容	配点																						
	土地利用型作物	園芸作物																					
県（第3次農林水産業元気再生戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10																					
地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—																					

Ⅱ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

県内では近年、堆肥施用面積、施用量がともに減少傾向にあり、堆肥を施用している農地は全体の約2割にとどまっている。また、県内の農地土壌の長期的なモニタリング調査において、水田土壌のpHが低下し、交換性塩基、可給態リン酸が減少する傾向が認められており、これらのことから、県内の農地の地力が総じて低下していることが懸念される。このため、県内の関係機関と連携して耕種農家による牛ふん堆肥等の実証をモデル的に実施し、全県的な土づくりの展開に結び付けていく。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（地域振興局、普及指導センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

(3) 関係機関における役割分担

県（県の出先機関を含む）：作物・ほ場の選定、堆肥を用いた土づくりの指導 等

市町村：作物・ほ場の選定 等

J A：堆肥を用いた土づくりの指導 等

取組主体：堆肥等の調達・運搬・保管・施用、実証ほの設置・運営、土壌及び作物体の分析 等

4 取組要件

実施要領の別紙4のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針
堆肥等による継続的な土づくりの取組の推進は全県的な課題であるため、県内のすべての地域を対象とする。また、農地土壌の生産力の維持・増進の重要性は品目によらないことから、土地利用型作物（水稲、大豆、そば、麦等）、果樹・野菜・花き等の園芸作物を広く対象とする。
- (2) 活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針
対象とする堆肥は、完熟たい肥とし、原則、牛由来の排泄物を原料とする堆肥及び牛、豚もしくは馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥とする。ただし、鶏ふん堆肥は、地力の維持・増進の観点からの効果が小さいことから対象外とし、牛由来の排泄物を原料とする堆肥の入手が困難な地域などでは、豚もしくは馬由来の排泄物を原料とする堆肥も対象とする。堆肥の施用量は、地力増進法（昭和59年5月18日法律第34号）第3条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の1に規定される家畜排せつ物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準、山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等をもとに、地域の気象条件、土壌条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとし、実証前の土壌分析結果に基づき増減できるものとする。
- (3) 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針
堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域及び作物への偏りが生じることがないように留意するものとする。
- (4) 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施
土壌等の分析は、実証ほ場の選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとする。なお、成果目標とする分析項目は、「土壌診断の手引（山形県農林水産部農業技術環境課）」で改良目標値が示されている土壌の化学性に係る項目とし、現地の実態（地目、土壌の種類・状態、作物）に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定する。
- (5) ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合の栽培実証の実施
ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、ペレット堆肥の実証圃の面積概ね1ha当たり1か所で実施するものとし、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証するものとする。

[堆肥の選定に当たっての留意事項]

- ・肥料取締法（昭和25年5月1日法律第127号）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものとする。
- ・「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け28消安第4228号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産1602号、28生産第1121号及び28生産第1120号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- (1) 計画申請時
実証を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、成果目標（現状値）の算出根拠となる資料、見積書等事業費の積算根拠となる資料など
- (2) 請求時
実証を行ったほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績書、土壌分析の結果、納品書・請求書・領収書等支払い実績の根拠となる資料など

6 取組主体助成金の交付方法

県へ支払われる交付額の範囲内で、堆肥等を実証的に活用する面積に10アール当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アール当たり35千円）を乗じた額を上限として、取組主体に対して交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めることとする。

8 その他

--